

## 第 3 章 完成検査

## 第3章 完成検査

### 1 完成検査について

法第5条の製造許可又は法第14条の変更許可を受けた施設について、設置の工事又は変更の工事が完成したときは、法令等により不要となる場合を除き、法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた後でなければ使用できません。(法第20条)

<完成検査が免除となる場合>

#### (1) 製造許可のうち完成検査が不要な場合

第一種製造者から製造施設の引渡しを受け、法第5条第1項の製造許可を受けた場合で、既に完成検査を受け技術上の基準に適合していると認められているときには、完成検査を受けずに当該施設を使用できます。

#### (2) 省令にて規定する完成検査を受ける必要のない変更の工事(一般則第33条、液石則第34条)

- ① 高圧ガス設備の認定品又は合格証の交付を受けている特定設備への取替えの工事であって、処理能力の変更が変更前の当該製造設備に係る処理能力の20%以内であるもの(耐震設計構造物に係る特定設備を除く。)
- ② 高圧ガス設備以外のガス設備の取替えの工事
- ③ ガス設備の設置位置の変更の工事(耐震設計構造物に係る特定設備を除く。)
- ④ 処理能力が $100\text{Nm}^3/\text{日}$ 未満(不活性ガス又は空気にあつては $300\text{Nm}^3/\text{日}$ 未満)の製造設備である製造施設の追加に係る変更工事であつて、他の製造施設とガス設備で接続されていないもので、かつ、他の製造施設の機能に支障を及ぼすおそれのないもの(耐震設計構造物に係るものを除き、当該設備が特定設備である場合にあつては合格証の交付を受けているものに限る)

#### (3) 常用の圧力等を変更する場合の完成検査

変更の工事を伴わないものについては、完成検査を免除します。

注1)「取替え」とは溶接等の現場加工を伴わないものをいい、また、「設置位置の変更」とは基礎工事を伴わないものをいいます。(平成28年11月1日付け20161025商局第1号)

注2) (2)①に掲げる変更工事の完了後に、特定設備検査合格証又は認定試験者試験等成績書の写しを提出してください。

完成検査を受けようとする第一種製造者は、製造施設完成検査申請書を提出しなければなりません。(一般則第31条、第32条、液石則第32条、第33条)

<移設等を伴う場合の完成検査について>

ガス設備の移設及び機器の転用をする場合等の完成検査については、次のとおりとするので、事前に県と協議してください。

#### (1) ガス設備を移設する場合の完成検査

##### ① 事業所内での移設

耐圧性能、強度及び材料に係る項目で、保安検査等により技術上の基準に適合することが確認されているものについて、新たに確認することを要しないものとします。

##### ② 事業所外からの移設(CEを除く)

使用の経歴及び保管状態の記録により確認できる項目に限り、当該記録の確認をもって完成検査とします。

③ 事業所外からの CE の移設

高圧ガス保安協会が発行する「移設性能検査合格証」で確認できる項目に限り、当該合格証の確認をもって完成検査とします。

(2) ガス設備を転用する場合

① 事業所内の転用で使用条件が緩くなる場合

耐圧性能、気密性能、強度及び材料に係る項目で、保安検査により技術上の基準に適合していることが確認されているものについては、新たに確認することを要しないものとします。

② 事業所内の転用で使用条件が厳しくなる場合

当初設置時の認定書等又は完成検査の記録等により証明される内容に限り、当該成績書等の確認をもって完成検査とします。

③ 事業所外からの転用

使用の経歴及び保管状態の記録により確認できる項目に限り、当該記録の確認をもって完成検査とします。

(3) 機器を再使用する場合

使用の経歴及び保管状態の記録により確認できる項目(耐圧性能、気密性能、強度及び気密性能に係るものを除く。)に限り、当該記録の確認をもって完成検査とします。

(4) その他

① 未使用の特定設備であって、特定設備検査合格証(特定設備基準適合証)の交付を受けた日から3年間を経過したものにあっては、当該合格証(適合証)のほか、改めて耐圧試験、気密試験及び肉厚測定を実施した記録を確認します。

② 未使用の大臣認定品であって、有効期間(3年間)を経過したものにあっては、認定書等のほか、改めて耐圧試験、気密試験及び肉厚測定を実施した記録を確認します。

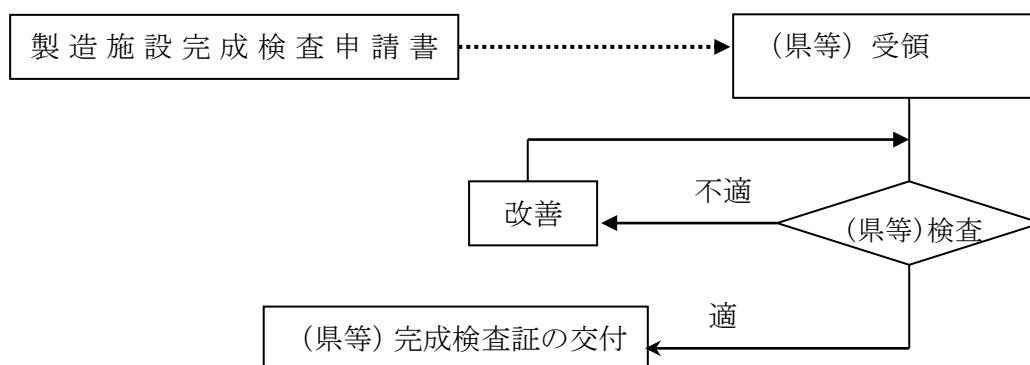
## 2 県の完成検査を受ける場合の手続き

### 2-1 完成検査の申請

県の完成検査を受検する場合は、事前に「製造施設完成検査申請書」を提出してください。なお、施設を使用できるのは、完成検査証発行後となりますので、ご注意ください。

#### 手続き

- |           |  |
|-----------|--|
| (1) 提出期限  | 検査を受ける前(検査日程について、早めに県と協議してください)  |
| (2) 申請書   | 製造施設完成検査申請書(一般則、液石則様式第13)  |
| (3) 提出部数  | 1部(事業者控えが必要な場合は、もう1部持参してください。)   |
| (4) 申請手数料 | 手数料貼付欄(別紙4)に所定の手数料額(許可申請手数料に3/4を乗じた額)の「茨城県収入証紙」を貼付してください。(証紙に消印をしないこと) |



## 2-2 完成検査の準備

県の完成検査は、事業者が完成検査を受検するまでに行う自主的な検査（以下この章において「事前検査」という）結果をもとに検査を実施することとしています。

### (1) 事前検査の留意事項

- ① 完成検査対象施設について、許可申請内容と照合し、書類のチェック及び機能試験等により該当する技術上の基準の全項目を網羅すること。
- ② 事前検査の結果、基準に適合しない項目があった場合は基準に適合するよう改善すること。ただし変更許可申請が必要になる場合は、早急に所定の手続を行うこと。
- ③ 事前検査は、自主保安の意識を持ち、保安係員等の立ち会い監督の上で、事業者の責任において実施すること。
- ④ 事前検査においては、法規集、関係例示基準、通達等を十分活用すること。
- ⑤ 機能試験等は、原則として製造施設を停止させ、安全を確認の上実施すること。
- ⑥ 完成検査事前検査記録は、許可ごとに作成すること。
- ⑦ 完成検査当日は、保安係員等が事前検査内容を十分把握の上、完成検査事前検査報告書等により説明を行い、必要な検査記録を提出できるようにしておくこと。

### (2) 事前検査の方法

技術上の基準に対する検査方法は、一般則別表第1又は液石則別表第1に準拠するものとします。

## 2-3 完成検査の実施

### (1) 完成検査時の提出書類

- ① 完成検査事前検査報告書（記載例3-1）
- ② 技術上の基準に関する事項  
記載例Ⅲを参考に作成したものに検査結果を記入し、保安係員等責任者が押印又は署名したものとしてください。ただし、申請時に「該当なし」又は「変更なし」とした項目を削除し、完成検査の対象部分のみとして作成しても差し支えありません。
- ③ 機器一覧表（許可申請書に添付した機器一覧表に事前検査データを記入したもの）  
年月日の欄は、特定設備検査品及び保安協会製造設備試験品にあつては、その合格証等の交付年月日を、認定試験者試験品にあつては成績書の試験実施年月日を、完成検査品にあつては組立後気密試験年月日を記入すること。
- ④ 現場照合図（許可申請書に添付したフローシートに、特定設備、KHK検査品及びKHK委託検査品にあつては認定書等の発行番号、大臣認定品にあつては機器番号を記入したもの）
- ⑤ その他技術上の基準に係る事項で、現場で確認するものを示す図表等  
例：電気設備の防爆性能一覧表
- ⑥ 高圧ガス製造施設配管工事等完成検査報告書（記載例3-2）  
配管の耐震性能評価が必要な場合、次のことに留意し、配管図を作成し提出してください。

- ・ 施設の増設等変更範囲が大きい場合は、フローシートに対応した色で塗色するか、あるいは高圧ガスの通る部分を「赤色」、高圧ガス設備以外のガス設備部分を「緑色」で、移設等に係る部分を「黄色」で塗色してください。
- ・ 配管、弁等の一部を変更する等の場合は、工事箇所を「赤色」で塗色するなどして高圧ガス設備の範囲、変更の範囲を明確にしてください。
- ・ 配管のサポート箇所を明示してください。

## (2) 完成検査に必要な書類等

完成検査において以下の書類及び写真を確認するので、提示できるように準備してください。

### ① 書類

- ア 特定設備検査合格証（特定設備基準合格証）及び付属書類（略号「特」）
- イ 認定試験者等試験成績書及び付属書類（略号「認」）
- ウ 高圧ガス設備試験成績証明書及び付属書類（略号「保」）
- エ 委託検査証明書及び付属書類（略号「委」。「完（委）」）
- オ 材料の記録（ミルシート等）
- カ 肉厚測定，4倍耐圧試験又はひずみ測定の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- キ 耐圧試験，気密試験の記録（認定書等で確認できるものを除きます。）
- ク 非破壊検査の記録及び当該検査を実施した者の資格証（写し）
- ケ 圧力計，肉厚計，温度計の校正記録
- コ 作動試験の記録  
例：ガス漏えい検知警報設備，緊急遮断装置，接地抵抗値の測定，散水装置等（定期自主検査記録の<別紙>を利用し，結果をまとめたもの等）
- サ その他技術上の基準に適合していることを示すのに必要な成績書，記録等

### ② 写真

完成検査時，県が確認できない以下の施工状況等については，写真により確認するので，次により準備してください。

#### ア 耐震設計構造物である基礎工事の状況

スケールを当て，表示板に工事名，主要な寸法等を記入し撮影してください。

なお，次の表中に全景とあるものは1枚で差し支えありません。また，同形状のフーチングが複数ある場合等は2枚を寸法等が判断できるように撮影し，残りを全景写真として差し支えありません。

- ・ 掘削後（全景）
- ・ 杭寸法
- ・ 杭打ち込み後（杭本数）
- ・ 栗石施工後（全景）
- ・ 下端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）
- ・ 上端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）
- ・ フーチング等配筋施工後（ピッチ・口径・長さ）
- ・ アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）
- ・ コンクリート出来形（各部寸法）

#### イ 耐震設計構造物以外の高圧ガス設備の基礎

- ・ 下端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）
- ・ 上端筋配筋後（ピッチ・口径・長さ）

- ・フーチング等配筋施工後（ピッチ・口径・長さ）
- ・アンカーボルト取り付け後（ボルト長さ・径・緊結状態）
- ・コンクリート出来形（各部寸法）

ウ 防火壁・障壁・防火壁

- ・イに準拠
- ・鉄筋の寸法・ピッチ・口径

エ 耐圧試験・気密試験の実施状況（認定書等で確認できるものを除きます。）

（ア） プレハブ施工において試験を行う場合は、写真にアイソメ図等を添付し、対象のガス設備の機器番号及び配管番号等を記載してください。

なお、試験圧力を確認するため、圧力計の目盛りが判読できる写真を準備してください。

（イ） 組立状態における試験状況についても、上記（ア）と同様としますが、検査対象が複雑な構造である場合等は、アイソメ図等で試験範囲を提示し、写真は代表的箇所複数及びそれぞれの試験圧力を判読できる写真を用意してください。

なお、現場検査で県が立会うこととなる気密試験範囲の写真は省略することができます。

（ウ） 非破壊検査の実施状況

検査の手順に沿い、写真を準備してください。

③ その他

完成検査時、現に確認できない事項については、事前に県と協議の上、完成検査事前検査の記録、写真等を提示してください。

(3) 完成検査証の交付

完成検査の結果、法第8条第1号の技術上の基準に適合していれば高圧ガス製造施設完成検査証が交付されます。

技術上の基準に不適合の事項があった場合（製造施設が許可を受けた内容と同じである場合に限る）には、技術上の基準に適合するよう改善を行った後に、自主検査結果を添えて改善措置報告書（記載例3-3）を提出してください。その記録又は現場検査により、技術上の基準に適合していることを確認した後に、完成検査証を交付するものとします。

なお、製造施設が許可を受けた内容と異なっており、変更許可申請が必要になる場合は、早急に申請手続を行わなければなりません。

3 高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受検する場合の手続き

高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受検した場合は、完成検査証の交付を受けた後、完成検査受検届書（完成検査証の写しを添付）を提出しなければなりません。（一般則、液石則様式第17、18）